**別添資料３－２**

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（全文【変更後】）

１　公立大学法人大阪が運営する大学に係る料金の上限

⑴　検定料、入学料、登録料及び授業料の上限額は、別表第１のとおりとする。

⑵　実験機器充実負担金及び実習充実負担金の上限額は、別表第２のとおりとする。

⑶　学位論文審査料の上限額は、１件につき57,000円とする。

⑷　獣医臨床センターの診察料等の上限額は、別表第３のとおりとする。

⑸　医学部附属病院の使用料等の上限額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定

める額とする。

ア　診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料の上限額は、診療報

酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）又は公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成４年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に100分の110を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料の上限額は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

イ　アにより算定し難い使用料の上限額は、厚生労働大臣の承認を得た額又は診療

報酬の算定方法に準じて算定した実費相当額とする。

ウ　診断書、検案書又は証明書の交付を受けるときの手数料の上限額は、１通につき5,500円とする。

⑹　卒業証明書、修了証明書、成績証明書又は単位修得証明書の交付を受けるとき（在

学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限額は、１通につき500円とする。

⑺　前各号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額

は、実費相当額とする。

２　公立大学法人大阪が運営する高等専門学校に係る料金の上限

　⑴　入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、別表第４のとおりとする。

⑵　共同研究を行うときの研究料の上限額は、研究員１名につき年額440,000円とす

　る。

⑶　卒業証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書又は調査書の交付を受け

るとき（在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限

額は、１通につき400円とする。

⑷　前３号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額

は、実費相当額とする。

別表第１（１⑴関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 検定料 | 入学料又は登録料 | | 授業料 |
| 甲 | 乙 |
| 学生 | 30,000円 | 282,000円 | 382,000円 | 年額　535,800円(学校教育法第99条第２項に規定する専門職大学院の学生にあっては、  804,000円) |
| 科目等履修生 | 9,800円 | 28,200円 | 38,200円 | １単位の額　　　　14,800円 |
| 研修生又は研究生 | 9,800円 | 84,600円 | 114,600円 | 月額　 　　　　 29,700円 |
| 特別履修生 | ― | ― | ― | １単位の額　　　　14,800円 |
| 特別研究生 | ― | ― | ― | 月額　　　　　　　29,700円 |

備考　入学料又は登録料の欄の甲に掲げる入学料又は登録料は、入学又は登録の日の１年前から引き続き大阪府の区域内に住所を有する者又はその子に、同欄の乙に掲げる入学料又は登録料は、その他の者に適用する。

別表第２（１⑵関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 実験機器充実負担金 | 実習充実負担金 |
| 学域又は学部 | 年額　 　　85,000円 | 年額　 100,000円 |

別表第３（１⑷関係）

　⑴　診察料

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 金額 |
| 初診料 | 3,030円 |
| 再診料 | 1,670円 |
| 往診料 | 1,770円（往診距離が片道４キロメートルを超えるときは、1,770円にその超える距離２キロメートル（２キロメートルに満たない端数は、２キロメートルとする。）ごとに510円を加算した額） |
| 滞在診料 | １時間（１時間に満たない端数は、１時間とする。）につき1,770円 |

備考　滞在診料は、往診の診療時間が２時間を超えるときに限り、その超える時間に

ついて徴収する。

⑵　検査料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 単位 | 金額 |
| 微生物検査 | １件 | 3,450円 |
| 血液検査 |  | 11,300円 |
| 便検査 |  | 1,560円 |
| 体内検査 |  | 26,700円 |
| 刺液・採取液検査 |  | 6,280円 |
| 診断刺・検体採取 |  | 142,570円 |
| 尿検査 |  | 3,130円 |
| 機能等検査 |  | 62,850円 |
| 病理組織検査 |  | 14,130円 |
| レントゲン検査 |  | 6,280円（続けて２回以上撮影するときは、6,280円に１回を超える回数１回ごとに1,250円を加算した額） |
| コンピューター断層撮影検査 |  | 46,820円 |
| 眼検査 |  | 3,660円 |
| 超音波検査 |  | 7,850円 |
| 監視装置による検査 |  | 10,260円 |
| その他の検査 |  | 105,280円 |

⑶　処置料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 単位 | 金額 |
| 薬剤処置 | １回 | 3,660円 |
| 洗浄 | 6,800円 |
| 導尿 | 5,960円 |
| 外傷処置 | 9,950円 |
| 理学療法 | 43,680円 |
| その他の処置 | 22,830円 |

⑷　調剤料　１剤７日分（７日分に満たない端数は、７日分とする。）につき830円

⑸　注射料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 単位 | 金額 |
| 皮下注射 | １回 | 1,350円 |
| 筋肉注射 | 1,350円 |
| その他の注射 | 6,480円 |

⑹　薬剤料

農業保険法施行規則第117条第１項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（平成30年農林水産省告示第2154号。以下この号において「告示」という。）の薬価基準表に定める薬価（告示の薬価基準表により難い場合にあっては、実費相当額とする。）により算定した額を1.10で除した額に100分の110を乗じて得た額（その額が10円未満である場合においては10円とし、その額が10円以上である場合において、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）

　⑺　手術料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 単位 | 金額 |
| 頭部手術（整歯及び抜歯を含む。） | １回 | 88,830円 |
| 部手術 | 59,910円 |
| 胸部手術 | 100,460円 |
| 腹部手術 | 133,250円 |
| 泌尿器・生殖器・乳房手術 | 68,300円 |
| 分手術 | 84,950円 |
| 四肢手術 | 130,310円 |
| その他の手術 | 87,260円 |

　⑻　麻酔料　１回につき14,970円

　⑼　医療材料料

　　　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号。以下この号において「告示」という。）の別表に定める価格（告示の別表により難い場合にあっては、実費相当額とする。）により算定した額を1.0162で除した額に100分の110を乗じて得た額（その額が10円未満である場合においては10円とし、その額が10円以上である場合において、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）

　⑽　文書料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 単位 | 金額 |
| 予防注射済証明書 | １通 | 1,670円 |
| その他 | 3,230円 |

　⑾　検案料（解剖を伴わない検案に係るものに限る。）　１件につき5,330円

　⑿　剖検料　１件につき24,820円

　⒀　鑑定料　１件につき3,970円

　⒁　入院料（飼料代を除く。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 通常入院（30キログラム以下の動物） | １日 | 5,230円 |
| 通常入院（30キログラムを超える動物） |  | 8,680円 |
| その他の入院 |  | 7,630円 |

　⒂　指導料　15分につき2,930円

別表第４（２⑴関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 入学検定料 | 入学料 | 授業料 |
| 入学定員に係る学生 | 16,500円 | 84,600円 | 年額　　 　234,600円 |
| 聴講生 | 4,900円 | 8,400円 | １単位の額 　6,200円 |
| 研究生 | 4,900円 | 25,100円 | 月額　　　 12,700円 |